
1	環境の特性に基づき配慮しようとする内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3-1 (279)
---	-------------------------------------	-------------

1 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

事業実施区域は、横須賀中央駅に近く、横須賀市街地の沿岸部に位置する。埋立地陸側近傍には国指定有形文化財「東京湾第三海堡構造物（兵舎・観測所・探照灯・砲側庫）」があり、事業実施区域沖には国指定記念物「東京湾要塞跡 猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡」がある。猿島東部沿岸には藻場が形成され、海生生物の生育生息場となっている。また、事業実施区域東部海域には区画漁業権（のり養殖等）が設定されており、漁業生産の場としても利用されている。

以上の地域特性を踏まえて、対象事業の実施にあたっての配慮事項を以下に示す。

- ・埋立地によって既存の緩傾斜護岸や直立護岸に生育する生物の一部が消滅することから、可能な限り自然環境保全に配慮した護岸形状を計画する。
- ・埋立地の事業所や緑地利用に伴う污水排水は、公共下水道接続して適切に処理する。
- ・埋立地内照明のLED化等によるCO₂排出量の抑制に配慮した計画とする。
- ・港湾緑地については、市民が集い、自然と触れ合える環境を創出する計画とする。
- ・埋立地周辺地域の自然、歴史、文化を、市民が共有できるような景観が形成されるよう、配慮する。

(空白)